

岡崎市議会議長 様

支出番号	
------	--

会派名	無所属・参政党
代表者名	伊藤 正義

以下のとおり、政務活動を実施したので報告します。

政 務 活 動 報 告 書

令和 7 年 6 月 17 日 提出

活動年月日	令和 7 年 5 月 19 日（月）～20 日（火）	
氏名	伊藤正義	
用務先 及び 内 容	1 5 月 19 日	用務先 滋賀県大津市
		内 容 令和 7 年度市町村議会議員研修[2 日間コース] 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
	2 5 月 20 日	用務先 滋賀県大津市
		内 容 令和 7 年度市町村議会議員研修[2 日間コース] 「自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」
	3 月 日	用務先
		内 容
	4 月 日	用務先
		内 容
備 考		

政務活動報告書

日程	令和7年5月19～20日
場所	全国市町村国際文化研修所（JIAM）
研修名	市町村議会議員研修 自治体決算の基本と実践
報告者名	無所属・参政党 伊藤正義

研修概要と考察

5月19日13:00～

●自治体決算の意義と審査のポイント

講師：武蔵川女子大学教授 金崎健太郎

【概要】

・地方公共団体と民間企業の会計

地方公共団体と民間企業では会計の考え方が違う。

地方公共団体は余らせないように市民サービスに使う。住民福祉の増進。民間企業は利益の追求

地方公共団体は予算が全て。1年間に何をするかを決める予算が重要。

・自治体の会計：1年間でどんな仕事をするのかを示しているのが予算

単式簿記 いくら入ってきていくら出ていったのかを記帳するのみ。

出納整理期間：翌年5月末まで昨年度分を計上できる。

・自治体決算とは

①歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の適正な執行及びその成果の調査、その適否をみる。

②次年度予算の執行の際の指針となる。

議会で不認定となってもすでに執行した収支は有効。

決算審議の目的は、お金を使ったことを見るだけではなく、実施した事業が市民のためになったのかを判断すること。

・予算編成から決算までの流れ

例：R6年度の決算がR7年9月で議会審査

R8年度予算は9月から検討始めるので、昨年度の状況を見て次年度予算を考えるのではない。

・決算関係書類

主要な施策の成果を説明する書類：自治体ごとに仕様が異なる。行政評価をここに持ってきている自治体もある。

・収入未済額、不納欠損額

予算を決める時：税金がどれくらい入ってくるかを見込んで決める。

・収入済額：調定され、出納閉鎖期日（5月31日）までに納入されたもの

- ・不納欠損額：調定された歳入で、徴収できないと認定されたもの。

当初の履行期限から時効（１０年）を経過したもの、無資力で弁済の見込みがない場合

- ・収入未済額：調定されたが、出納閉鎖期日までに納入されなかったもの
- ・実質収支に関する調書

実質収支額：差引額から繰越額を引いたもの。今年度本当に余った額。

繰越明許費：年度内に支出を終わらない見込みのある事業について翌年度に繰越す。１年度のみ繰越可能。さらに繰越す必要がある場合は、事故繰越となる。

契約をして支出負担行為をするのは年度内に限る。実際の支出は出納整理期間であればできるので、翌年度の５月末まで可能。

- ・普通会計

一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分

- ・その他の会計：公営企業会計（水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、病院事業、下水道事業、宅地造成事業など）、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計 など

- ・実質収支

黒字になるように予算を組むが、万が一貯金がなくなり足りなくなった時は繰り上げ充当ということで、来年度予算を今年度予算に充当できる。

黒字が出過ぎた場合：当初より税収がかなり増えたのか、やろうとしていた仕事をやらなかったのか。通常は、黒字であると見込めた場合、増額補正予算を組み、事業に充てる。

- ・実質収支比率

実質収支比率＝（実質収支額／標準財政規模）×１００

標準財政規模：その自治体の標準的な一般財源の総額

目安として３～５％がのぞましい。

→岡崎市 R５年度 6.9%

- ・実質単年度収支

実質単年度収支の赤字が継続 → 次第に財政が危険水域

- ・財政力指数

普通交付税額＝基準財政需要額－基準財政収入額

財政力指数＝ 基準財政収入額／基準財政需要額 （過去３年間の平均値）

財政力指数が高くても健全かどうかは別。使えるお金が多くても歳出が多ければ問題がある。

- ・経常収支比率

一般財源のうち、どの程度が経費にあてられているかを表している。

経常収支比率＝（経常経費充当一般財源÷経常一般財源） ×１００

以前は経常収支比率は７５％を目指そうとしていた。２５％は自由に使えるように。政策的な経費として。しかし今は９０％を超えている自治体が多い。→岡崎市 91.9%

- ・健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

→ 岡崎市は実質公債費比率が 1.1%

- ・将来負担比率

→ 将来の財政圧迫の可能性を表す。高くなっている方がよくない。

【考察】

財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率など、様々な指標があるが、これらから市の現状を把握し、課題を認識しておく必要がある。財源のうちどれくらいを経常的経費に使い、どれくらいを政策的な経費に使えているか。財政が厳しくなる一方で経常的経費の割合が年々多くなっていく中で、いかに将来のために政策的な経費が組めるかが大事だと思う。そのためにも、税収を増やす努力と今ある事業の見直しをすることも必要だと考える。決算を理解し、予算・決算審議に活かしていけるようにしたい。

5月20日9:00～

◎自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～

講師：JIAM 客員教授 京都産業大学法学部 小西敦

【概要】

- ・行政評価の基本

行政評価の義務付けはなく、実施・非実施も、制度の設計も自由

自治体の評価主体：内部性と外部性

議会が政策へ与える影響も高い位置にくるようになるとよい。

- ・政策評価導入の目的

- 1 国民に対する行政の説明責任の徹底
- 2 国民本意の効率的で質の高い行政の実現
- 3 成果重視の行政への転換

- ・目的の重要性

行政評価を導入する際には、なぜ実施するのかを明確にする。導入することが目的になってはいけない。

- ・政策評価の観点

必要性：目的の妥当性

有効性：得ようとする効果と得られている効果との関係

効率性：効果と費用等との関係

- ・地方創生総合戦略における重要業績評価指標 KPI (Key Performance Indicator)

政策分野ごとに目標年次後の基本目標を設定。

目標は、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要がある。

- ・地方創生 2.0

適切な定量的 KPI を設定し、定期的な進捗の検証と改善策を講ずる。

- ・EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング)

政策立案に際して、経験や直感ではなく、客観的な証拠（エビデンス）に基づき、合理的根拠を重視する考え方。EBPM によるワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底（ただし、エビデンスばかりに囚われても政策が打てないこともある。）。政策立案段階からの EBPM の設計を行うことや、予算・データ・人材・ノウハウの不足など EBPM 推進の阻害要因を克服し、EBPM に取り組む動機づけが重要。

- ・議会の行政評価への関与

議会基本条例で議会評価をすると記載している市もある。議会による事務事業評価

- ・議会と評価の関係の整理の論点

1 議会として評価を行うか否か

2 評価を行う場合→評価対象を何にするか

対象：政策、施策、事務事業／執行機関の評価

3 評価以外に評価書を活用するか否か

4 活用を行う場合→どの場面で行うか

場面：決算、予算の審査、上記以外の議案の審査、上記以外の自治体の全般

- ・議会としての合意形成をはかることがポイント

もちろん少数会派からの意見が無駄ではないが、議会全体として意見統一することは大事。

- ・藤枝市は市長が議員からの提言を受け止めると明言している。その関係性も大事。

・富士市は6月から取り上げる事項を選び始め、9月に提言して、翌年度予算に反映される仕組みになっている。

- ・行政評価の過程に学生のインターンシップを入れている市もある。

【考察】

岡崎市でも事務事業評価を実施しているが、その結果をどこまで議会として活かしているか。藤枝市のように、議会としても独自に事業評価をし、執行部へ議会としての意見を提言していくことは、とても良い取り組みであると思う。その際には議会として意見統一をはかり、執行部側もその提言を受け止める体制を作ることが必要であり、議員が事業について知見を深めておかなければ的確な評価ができないため、日々研鑽を積まなければならない。現状はこのような仕組みが岡崎市にはないので、今ある事務事業評価を個人的に活かしていけるようにしたいと思う。